
|| 直言 ||

労働者協同組合法に思う － J Aとして受け止めるべき2つの点－

一昨年（2022年）10月、労働者協同組合法が施行された。森林組合法以来44年ぶりの協同組合関連法として注目されているが、この法律は労働者協同組合固有の問題にとどまらず、J Aをはじめとする協同組合の関係者にとっても、受け止めるべき重要な点が示されているように思う。

同法の第1条（目的）は、次のように定めている。

「この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。」

重要な点の第一は、働く人たちが出資をして組合員となり、運営（意思反映）に主体的に参加し、仕事（労働）をおこすという「協同労働」（出資、運営、労働の一体性）の考え方が示されていることである。

例えば、J A女性組織においても、長年の活動が加工グループをはじめとする目的別の組織を生み、発展して起業化するケースや、J Aの生活指導員として従事した人が退職後地域に戻り、健康、福祉、生活支援、交流、食農教育等の分野で、人や団体を繋ぐネットワーク化をはかる例がみられる。あるいは、政策主導で農地集積を目的とした集落営農ではなく、地域の人たちの合意によって設立され、多くの住民が出資や運営に携わりながら営農やむらづくりの活動を行う地域設立型法人がみられる。J Aグループが重要課題の一つとして位置づけている「地域の活性化」や「地域共生社会の実現」のためには、協同労働の考え方を活かしながら地域で奮闘するさまざまな協同活動と向き合い、連携していく必要がある。

摂南大学農学部教授
北川 太一
(本センター理事)



第二は、「持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする」と規定していることである。

2010年代、顕著になった「農協改革」(国や政府、経済団体からの改革要請)の議論で典型的であったように、協同組合は特定の人たちのための利益団体であるという誤解が根強くあり、それらを払しょくし理解へと転換することが求められている。そのためには、協同組合の目的が、共益(組合員にとっての共通の利益)と同時に地域の公益(組合員だけでなく資源や環境も含めた地域社会にとっての利益)の実現、すなわち「経済的目的」と同時に「社会的目的」を実現するために事業や活動を展開する姿を広く内外に示す必要がある。

確かに、1995年に採択されたICA(国際協同組合同盟)によるアイデンティティ声明の第7原則には「地域社会への関与(係わり)」(Concern for Community)が示され、「協同組合は、組合員が承認する方針に沿って、地域社会の持続可能な発展に努めます」と定めている。今後はさらに踏み込んで、「組合員が承認する」ととどまらず、地域住民、自治体や団体、さらには関係する協同組織とのコミュニケーションをはかり連携しながら、地域社会が抱える課題解決をはかっていくことが求められるであろう。

もちろん、JA綱領の前文では「農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします」としたうえで、主文においては「農業振興」だけではなく、「わが国の食と緑と水を守ろう」、「安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう」として、アイデンティティ声明の第7原則を意識した内容を謳っている。しかし、これだけではもはや不十分である。今後はもう一歩進んで、例えば農協法(第1条)においては、現行の「国民経済の発展に寄与することを目的とする」から「国民経済および持続可能な地域社会の発展に寄与することを目的とする」と規定するなど、労働者協同組合法にならって各種協同組合法の第1条に「持続可能な地域社会の発展」に関する文言が明記されるべきである。